

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成27年4月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
板橋 恵一
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCMホームマック多賀城東店
多賀城市笠神五丁目5番25号
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
板橋 恵一
多賀城市笠神一丁目12番30号
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ホームマック多賀城東店
(変更後) DCMホームマック多賀城東店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 板橋 徳太郎
多賀城市笠神一丁目12番30号
(変更後) 板橋 恵一
多賀城市笠神一丁目12番30号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
ホームマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区中央三条二丁目1番1号
(変更後)
DCMホームマック株式会社 代表取締役社長 石黒 靖規

北海道札幌市厚別区中央三条二丁目1番1号

5 変更の年月日

(1) 設置者

平成26年3月19日

(2) DCMホームック株式会社

平成27年3月1日

6 届出年月日

平成27年3月31日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び多賀城市役所

8 縦覧期間

平成27年4月15日から平成27年8月15日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。